

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第10回電力システム改革の検証を踏まえた
制度設計ワーキンググループ

日時 令和8年3月17日(火) 11時03分～12時12分

場所 経済産業省別館2階 218 共用会議室+オンライン会議

1. 開会

○小柳電力産業・市場室長

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 第10回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループを開催します。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき誠にありがとうございます。本日のワーキンググループについても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっております。本日も出席の委員は定足数を満たしております。本日ですけれども、大橋委員はご欠席、原委員は途中参加と伺っております。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

どうも、山内でございます。よろしく申し上げます。お手元の議事次第に沿って議論に入りたいと思います。本日は、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方、それから広域系統整備計画のコスト検証に関するガイドライン、それから電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ、これは取りまとめについてご議論ということになります。

早速ですけれども、議題に入ります。資料3に基づきまして、議題1の小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について、これは事務局からご説明をお願いいたします。

2. 議題

(1) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について

○添田電力基盤整備課長

では、事務局、電力基盤整備課長の添田でございます。資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

資料3の1スライド目をご覧くださいませでしょうか。これまで本ワーキングにおきまして、累次にわたりまして小売電気事業者の量的な供給力（kWh）の確保の在り方について、非常に精力的にご議論を頂いてまいりました。

本日ですけれども、これまで頂いてきた議論を整理させていただきまして、いったん現時点における取りまとめ案とさせていただきたいと思っております。こちらの案についてご議論を頂きたいと存じます。

3スライド目以降ですけれども、これまでご議論いただいていた中身を整理してございますけれども、最初にまず目的のところでございます。2022年に発生いたしましたロシアによるウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰など、市場環境が厳しい局面におきましてはスポット市場価格が高騰し、それに伴い小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に意図しない契約解除や最終保障供給への移行を強いるなど、負担や混乱が生じました。小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生をいたしました。

また、国際燃料価格の急騰などに伴う電気料金の急激な変動ですけれども、国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いということが明らかになりました。

小売電気事業者がスポット市場において電気を調達する割合ですけれども、総需要の3～4割程度の水準でございます。スポット市場の取引量の拡大は電力システム改革の成果の一つでございますけれども、スポット市場は燃料費の変動や電力需給の影響を受けやすい構造にありますので、大きなリスクの発現に伴い、2022年のような社会的混乱が生じる可能性は否定できないと考えてございます。

こうした点を踏まえまして、第7次エネルギー基本計画におきましては、供給力をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響も踏まえ、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と、その順守を促す仕組みを検討することとされてございました。

また、電力システム改革の検証と今後の方向性におきましても、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割や、その順守を促す規律を検討することとされてございました。

こうした点を受けまして、本ワーキンググループにおきまして、この点について具体的なご検討を頂いてまいりました。2022年のような社会的混乱の再発を回避するため、需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給、それから電力料金の急激な変動の抑制ということを目的に、小売電気事業者に対してスポット市場以外での量的な供給力（kWh）を一定割合確保いただくことを求めることとすると。

この措置を導入することで、発電事業者にとっては小売電気事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保を行いやすくなるという効果も期待できるという形で目的を整理させていただいております。

それから、次にまいりまして、6スライド目でございます。6スライド目と7スライド目でございますけれども、こちらは具体的にどれぐらいの量、あるいはどのような時期で

kWhの確保を求めるかという点についてまとめたものでございます。

6スライド目から説明をさせていただきます。量的な供給力の確保を求める時期および量ですけれども、より長期にわたって、より多くの量の確保を求めたほうが期待される効果は大きくなると考えられるものの、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択可能な環境を維持することですとか、小売電気事業者に過度な負担が生じることを回避するということも考慮した制度設計とする必要がございます。

こうした点を勘案いたしまして、確保を求める時期につきましては、容量市場が実需給年度の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとして、実需給年度の3年度前に一定量の確保を求め、3年度前から実需給年度までの間に小売電気事業者が段階的にkWhの確保量を増やし、実需給年度における安定・継続した供給を担保するために、実需給年度の1年度前にも一定量の確保を求めると。つまり3年度前と1年度前という2段階で確保を求めるということを基本として今後の検討を進める。

確保を求める量につきましては、スポット市場で取引されている量が総需要量の3割を上回る程度であること、また2016年度～2023年度の各エリアの最低負荷需要が各エリアの総需要に占める割合の平均値が6割程度であり、いずれのエリアでも5割を割り込んだ実績がないこと勘案しまして、実需給の3年度前に需要の5割、実需給の1年度前に需要の7割に相当する量のkWhの確保を基本として、今後の検討を進める。

7スライド目でございます。小規模な事業者に対する配慮についてでございますけれども、電気事業法では全ての小売電気事業者に対して供給能力確保義務を課してございますが、この量的な供給力の確保についても全ての小売電気事業者に同様の強度で取り組みを求めるべきという考え方がございます。

他方で、小規模な事業者に対しては一定の配慮が必要というご意見もありましたことを踏まえまして、エネルギー供給構造高度化法における基準を参考に、販売電力量が5億kWhを下回る事業者の方につきましては、運用開始から一定の期間については確保を求める量を軽減する措置を講ずるということにいたしました。

具体的には実需給の3年度前に需要の2.5割、1年度前に需要の5割に相当する量の確保を基本として今後の検討を進める。ただし、量的な供給力の確保という措置を導入する、あるいはこういうことを求めていくに当たりましては、全ての小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸ですとか、今後創設いたします中長期取引市場を通じて、実需給の3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境が整っているということが大前提となります。

このため、運用開始、現時点では2030年度供給計画からの開始を想定してございますけれども、この運用開始時点までの間に継続的にこうした取引の状況を検証させていただき、必要があれば発電事業者の対応も含めて追加的な対応の検討を行う。

また、そうした対応を講じてもお小売電気事業者において実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検

証、それから経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うというふうに整理をさせていただきました。

続きまして、8スライド目でございますけれども、このような措置を求めた場合に、どうやってその履行を促すかという手段についてのまとめでございます。ここに前回ご議論させていただいたところをまとめさせていただきました。

小売電気事業者に量的な供給力の確保を求めた上で、その履行を促すための手段につきまして、A案、容量拠出金の追加徴収（経済的なディスインセンティブ）と、B案、電気事業法に基づく指導・勧告および公表ということにつきまして、比較検討を行いました。

A案につきましては、以下のような利点と課題が考えられるということでございます。求められる確保量に未達であっても、容量拠出金の追加徴収額を支払えば従前のビジネスモデルが継続可能となること、追加徴収額の変更により措置の強度を調整可能であること。

一方で、徴収対象や徴収額の考え方を固めた上で、それを前提としたシステム構築に一定期間を要すること、個別事情に配慮した柔軟な対応がB案に比べれば難しいこと、容量拠出金制度が複雑化すること、措置の順守が促されるよう適切な水準に追加徴収額を設定する必要があるということでございます。

それから、B案につきましては以下のような利点と課題があると考えられると。各事業者の個別事情に配慮した柔軟な対応が可能であるということですが、一方で指導・勧告の発動について行政側の裁量が大きく、発動の要件やビジネスモデルを阻害しない仕組みを明確化し、事業者の予見性を高める必要があること、措置を順守した事業者よりも順守しない事業者が得をすることにならないよう適切な執行の強度が求められること。

上記両案の考えを取り入れつつ、小売電気事業者の量的な供給力の確保状況も加味して、段階的に制度の見直しをすべきというご意見もございました。

本措置の運用開始時点におきまして、小売電気事業者が中長期取引市場ですとか相対取引をどの程度活用できているか不確実性が伴っている中で、運用当初からA案で未充足事業者に対して直ちに費用負担を求めるということは、過度な措置になるリスクもあると考えられます。また、システム構築が間に合わないという可能性もございます。

このため、運用開始当初はB案を履行担保措置とすることを基本としまして、さらに詳細の検討を進めるといふことにしたいと思っております。その際、課題として委員の皆さまからも縷々指摘を頂いてございますけれども、行政裁量の大きさなどを十分に意識しながら透明性の確保、公平性の担保、多様なビジネスモデルへの配慮などにつきまして、継続的に審議会でご意見を伺いながら検討を進めるといふことにしたいと思います。

また、A案につきましては、本措置の運用状況などを見極めつつ、その取り扱いにつきまして引き続き検討をすることとしたいと思っております。

続きまして、9スライド目でございますけれども、この確保を求める量的な割合を計算する際の前提というか、諸元となります需要の扱いについてでございます。

小売電気事業者に確保を求める量的割合の算出の諸元となる需要に関しましては、措置

を意図的に逃れるために、需要をゆがめるようなことにならないよう留意して制度を設計する必要があるというご意見を頂いてございます。小売電気事業者の実務的な負担、あるいは小売電気事業者間の公平性の確保、それから確認にかかる行政コストといった点から、以下2つのアプローチについてご議論いただきました。

1つ目は、大まかな算定の考え方を資源エネルギー庁ですとか、あるいは電力広域的運営推進機関から示した上で、各事業者が実需給年度の需要の想定値を算定するという方法でございます。もう一つは、直近の販売実績を基にするという方法でございます。

これまでの議論、前回の議論でございますけれども、恣意性を排除する観点ですとか、行政の確認コストを勘案すると、直近の販売実績を基にする2つ目の方法が適切という意見が多かったように受け止めてございます。

他方で、その案を採用した場合に、競争環境次第では販売実績と実需給年度の販売量との間で大きなぶれが生じる可能性も否定できないため、需要が減っている事業者さんには過剰調達になり、需要が増えている事業者さんには調達未達になるという可能性がございますので、それに対応した何らかの手当ての検討が必要ではないかというご意見も複数頂いていると認識してございます。

このため、量的割合を算出する際の諸元となる需要ですけれども、販売実績を基にするということを基本として今後の検討を進める一方で、恣意性を排除しつつ、過剰調達・過小調達の懸念に対応した手当てについても引き続き検討するということにしたいと思っております。

次、10ページ以降は幾つか技術的な論点について記載してございます。10スライド目が複数事業者による共同でのkWhの調達という論点でございます。こちらは前回、大きな異論はなかったと思っておりますので、おおむね前回の内容をそのまま記載してございますけれども、共同で調達を行う複数の小売電気事業者の合算した需要に対して求められるkWhを確保できていれば、共同調達を行っている小売電気事業者は一体として量的な供給力を充足していると評価することにしたいと思っております。

今後は、技術的な詳細につきまして、バランシンググループの運用実態などを確認させていただいた上で検討を深めていくということでまとめさせていただいてございます。

続きまして、11ページ目は供給量の負荷の形式ということで、再エネ電源の扱いでございます。こちらも前回、大きな異論はなかったと思っておりますので、おおむね前回の記載をそのまま踏襲してございますけれども、ポイントだけ申し上げますと、確保を求めるkWhとして、電源の種別は再エネ電源を含め問わないということにさせていただこうと思っております。

なお、前回、供給計画等の技術的な論点を頂きました。電気事業者ではない再エネ事業者は供給計画の提出義務がございません。また、供給計画においては小規模な電気取引については複数契約をまとめて記載するということが可能になってございます。

こうしたケースにおきまして、小売電気事業者の調達見込み量の妥当性をどのように確

認めるのかといった実務的な論点について、今後その詳細を検討をしていくということにしたいと思っております。

それから、続きまして12スライド目は電力先物の取り扱いでございます。電力先物を量的な供給力確保の手段、手法として認めるかどうかという論点がございます。この点、電力先物は現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しく、また電気事業者以外にも電力先物を取り扱う中で、現物として見なせるものをどのように確認するのかといった課題も存在をしております。

他方で、小売電気事業者が創意工夫を凝らして電力先物を現物取引と組み合わせた調達を行うことによりまして、需要家に供給する電力の価格を安定させることができるという効果を有しているという側面もございます。このため、量的な供給力確保は現物での確保を基本とするものの、先物をどのように取り扱うかについては引き続き検討をしたいと考えております。

最後、13スライド目でございますけれども、今後の進め方でございます。ここは今回新しく提示させていただいている部分でございます。

現時点では2028年度に中長期取引市場での取引開始を想定をしております。その状況を踏まえた上で、2029年度中に各事業者さまから提出される2030年度の供給計画において本措置の運用を開始する、すなわち量的な供給力確保の状況について確認を開始するということを想定しております。

当面ですけれども、2026年度の秋頃までに小売電気事業者の量的な供給力の確保状況につきまして正確に把握させていただくために、供給計画の様式について所要の改正を行いたいと考えております。

また、並行しまして小売電気事業者の量的な供給力の確保実態の詳細、ビジネスモデルの実態、先物取引や共同調達の実態など、先ほどまでに申し上げさせていただきました実務上の論点、これを具体化していくために必要な情報につきまして、ヒアリングあるいはアンケートを通じて確認・検証を進めて、各論点の詳細の具体化を図ってまいりたいと考えております。また、こうした検討の進捗状況につきましては適切な審議会の場において報告させていただき、ご議論を頂くことにしたいと考えております。

資料の説明としては以上でございます。まだ決まっていない部分もございますけれども、いったんこれまでの議論を整理いたしまして、今後検討していくに当たって今日説明させていただいたようなフレームのもとで、さらに詳細を詰めていきたいと考えております。以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、今の添田課長からご説明いただいた内容について、ご質問あるいはご意見のある方はご発言願いますが、リモートでやっております

ので、チャット欄に名前とご発言ご希望という旨を書いていただいて、それでこちらから順次指名すると、こういう段取りにしたいと思います。いかがでございましょうか。供給力確保の問題とか、結構いろいろご議論あったところですけども。

爲近委員のご発言、ご希望ですかね。どうぞご発言ください。

○爲近委員

爲近です。お取りまとめいただき、ありがとうございます。

スライド9枚目の確保を求める供給力の割合の算出につきましてコメントいたします。恣意性と行政コストから直近の販売実績値を参考にして、1年度前の5割ないし7割の供給量を確保することについて、小売事業者に前年度の販売実績値を念頭に置いて供給量を確保していただくことについては異論ございません。

ただし、このことは実質2年前のデータを用いて供給量を確保するということになることに留意する必要があるかと考えております。

なお、電力需要には変動があります。2年前の供給量のデータを用いることとなりますので、当該年において電力需要が減少している小売事業者にとっては、1年度前の5割ないし7割確保がそれ以上の負担になり得ます。

小売事業者の持続可能な経営は重要ですので、供給力の確保の履行の確認につきまして、前年度の実績値か当該年度末の速報値のいずれかを満たしていればよいのではないかと考えるところもございます。速報値を使いますと恣意性という観点はクリアできますし、履行確認時期の設定で行政コストも変わらないかと考えております。

同様に、3年度前の確保義務につきましても実質4年前のデータを使って供給量を確保しますので、その負担が大きくなり得る時、残り2年で供給量を調整し得るのか。こちらでもこれまでのデータをご確認していただくことも必要かと思えます。こちらにつきまして引き続き検討事項とありますので、考慮していただければ幸いです。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。事務局からのコメントは最後にまとめてお願いします。

次は小宮山委員、どうぞご発言ください。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明いただき、ありがとうございます。また、これまでの議論の分かりやすく大変整理いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。私からは特に今回ご提示いただいた方針について異論ございません。賛同させていただきたいと思いません。

その上で、1点スライド9番目の確保を求める量的割合の算出の諸元となる需要の扱い

につきましてコメントをさせていただければと思います。基本的なご提示いただいた方針には賛同をいたします。その上で、資料にもご記載いただいているとおり、過剰調達・過小調達の懸念への対応について、とても取り扱いが難しい点であると認識しております。

その中で、行政コストとのバランスにも配慮しつつ、実需給年度の需給実績が重要なデータになり得るものと考えておりますので、ある程度、実需給年度の需要実績、もしくは可能な限り実需給年度に近い需要実績も一定程度参照しながら量的確保を判断するような枠組みの導入が可能かどうかについても、もし可能でしたらご検討いただければとも考えております。

いずれにしましても、今回ご提示いただいた量的な供給力確保、全ての内容、大変重要な安全保障の確保にも貢献する大変意義のある制度と受け止めておりますので、今後とも制度のさらなる具体化に関して、ぜひ検討をお進めいただければと考えております。

私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次は五十川委員、どうぞご発言ください。

○五十川委員

ご説明いただき、ありがとうございます。これまでのワーキングでの議論を踏まえて、おおむねコンセンサスがあった部分を中心にまとめていただいたものと思っています。

1点だけ申し上げるならば、8ページの履行を促す手段については、前回A案、B案とも複数の意見が出たところかと記憶しています。

運用開始当初はB案を履行担保措置とすることを基本とするという今回の方針で理解しますが、書かれているように、行政の裁量が大きい方法でありますので、今後詳細を詰めるというところがかなり重要になると認識しています。適切な執行の強度をどのように確保するのか、それを事業者の予見可能性を保つ形で運用するのか、そういった議論がとても大切だと思っています。

また、運用開始当初はB案だとしても、長期的にA案の考え方も組み入れるという意見も前回あったところで、それは十分検討してもよいように思っています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は田村委員、どうぞ。

○田村委員

田村です。ご説明いただきまして、ありがとうございます。

10回におよぶ議論ということでもありましたけれども、今回の小売の量的確保義務に関

しまして、大きな方向感、進め方に関しまして違和感はありません。詳細設計は来年度以降の議論となると思いますが、制度の元々の目的や趣旨を踏まえつつご議論いただくということは必要だと思っています。

また、足元、電力としてはすごく影響があるということでもないかとは思いますが、外部環境の変化というのは非常に大きなテーマかなと思っています。足元のさまざまなことがエネルギーの中でも起きていて、国際情勢が大きく動いている中で、さまざまな選択肢を柔軟に検討していくということは必要なのだろうなと思っています。

ただ、そうは言ってもいろいろな角度で考えても、詳細、一旦はどこかのタイミングで制度設計はしていかないといけないということかと思っていますので、今回の考え方に関しての違和感はないということで、コメントさせていただきます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

発言します。

まず、今回目的をはっきり整理していただいたことは大きな前進だと思います。これでぶれることなく議論することになると思います。しかし、考えなければいけないのは、どう取り繕ったとしても、この議論をずっと続けている過程で目的はころころ変わったという印象を、ずっと今までの議論を追っていた人がいれば、受けると思います。

もちろんそれを取り繕う、実際にそうではないと強弁することは可能だと思いますが、私の印象はもうころころ変わったということ。それぐらいある意味で根拠が薄弱なものに対して強い規制を入れようとしているということ、私たちは認識しなければいけないと思います。

もっとも、事務局の提案はB案を入れたとしても柔軟に対応することを強調していたので、ある意味で仮にそのような弊害があったとしても、そのような弊害が起きないように十分配慮することだと受け取っているのです、その意味では健全な整理だったと思います。いずれにせよ、本当にこれだけ強い規制を入れるのに足る根拠だったのかは、今後も常に考えていかなければいけないと思います。

次に、これもちょっと外れたことを言うようですが、価格の変動自体、特にスポット市場の価格の変動自体が悪いことだと捉える発想が、今回の件に限らず、この後も続いていくのではないかと、とても恐れています。

何かショックがあった時に電力市場の価格が高騰する。典型的には燃料費が上がる時にはそうなるわけですがけれども、それ自身は燃料費が高騰し、電力需給が逼迫（ひっばく）している、あるいは大きな発電所が倒れて、それで需給が逼迫しているという時には、節

電の社会的な価値が一番大きな時ということになります。

燃料価格が高騰している局面であれば、それは節電によって国富の流出を抑えるという効果が最も大きな時期ということになります。そのような時に最も強力な節電のインセンティブを与えること自体は間違っていないし、別の機会でも繰り返し言っているのもうなぜそうなのかは繰り返しません、これから脱炭素、脱化石が進んでいく中では、必然的にボラティリティーは上がる。紛争のようなことが起きなくたって上がると思います。それ自身を悪いことだと捉えるのは、考え方として変なのではないかと思っています。

もっとも、この議論では料金の大きな変動を問題にしているのも、その点、誤解はないとは思いますが、今後の議論で、そういう変な方向に進まないように強く願っております。

それから、料金の変動ですが、国民は受け入れないと決め付けるのは、少し尊大なのではないかということに気をつけています。市場価格連動のメニューに関しては、今言ったような理由で、社会的価値が一番高い時に節電の一番強いインセンティブを与える料金体系をあえて選択して下さっている消費者がいるとすれば、それを私たちはむしろ感謝すべきであって、そのような事態、ものすごく高くなる、すごいリスクがあることを知らないで契約することは大問題ですが、それをちゃんと理解した上で受け入れてくれる需要家に関しては、私たちはむしろ感謝しなければいけない。そのようなことをおかしいということは、とても変だと思います。

一方で、ここでの議論はそういうことではなく、それしか選択肢がないという状況で、本当に大きなリスクにさらされることになるのは望ましくないというのは、確かにそのとおりだと思います。

価格が一定程度固定されると、そこまで大きな変動にさらされない選択肢が的確に与えられている、合理的なコストで与えられているということに、これからも気にかけていきますということ自体は重要なことだと思うのですが、それは価格の変動を無理やり抑えるということではないと思います。

次に、目的に関してですが、いろんなショックによって価格が大きく跳ねたというようなことがあり、その時に大きな混乱があったというのは確かに事実だと思います。しかし、それを抑制するためということであると、議論は少し変だとまだ思っています。

例えば金融市場で貸し出しは長期固定の貸し出しをするのに、調達は全て短期の変動で調達していることがあり、短期金利が急激に上昇した時に破綻して、いろんな人にすごく迷惑をかけるというようなことがかつて仮にあったとして、その反省を踏まえて一定の規制をするというのはとても自然な発想ではあるのだけれども、しかし、一方で貸し出しのほうも調達のほうも全部短期で変動金利になっている人に無理やり長期の調達を強いるのは、非効率的ではないのですか。

今回の件でも混乱が起きたのは、実際に固定的な料金をオファーしているにもかかわらず、スポットに依存していたというところで大きな問題が発生したということなのであ

って、全ての事業モデルに関して大きな問題があったと捉えるのは、そもそも整理として間違っていると思います。

これについては今後もさまざまな形で議論が進むと思いますが、本当にこの理屈は正しいのかということについては、価格の変動を一定程度抑えるオプションが必要でとかなんかというようなことは全く正当だと思いますが、本当にこの発想でいいのかは常に考えていかなければいけないと思います。

次に、A案、B案というところですが。A案にするためには一定のインフラというか、システム設計が必要だということ、まさにご指摘のとおりだと思います。さらに、どれぐらいのレベルが適正なのか、あるいはどんなかけ方が適正なのかということに関しては、実際に発生している外部不経済、フリーライドという言葉が頻繁に出す有識者もいるということは認識していますが、そのフリーライドの内容を具体的に特定化し、その外部不経済に対応するような料金の水準はどれだけなのか、あるいはその負担の仕方、課金の仕方はどういうものかいいのかということについては、相当に時間を要するので、まずB案からいくというのは、それは合理的で、理由としていったん納得しました。

従って、とにかく前回の議論で言うと五十川委員が言ったように、A案で出てきたこのかけ方は本当にいいんでしょうかというようなことがファンダメンタルな問題で、そのようなことを今後もちゃんと考えていかなければいけないと思います。

しかし、一般論としてフリーライドの問題がある。それ突き詰めれば究極に外部不経済ということですが、外部不経済がある時に、外部不経済があるということは社会的な費用に見合うような負担をしていないということが本質的な問題であり、従って、そのような負担をしてもらうということ自体は、私は正しいことだと思っています。

そのようなことだとすると、今回整理したような目的に仮に今回の規制がうまく適合していなかったとしても、そのような外部不経済を補正すること自体は他に多くのメリットがあるので、当然やるべきことだと思います。

そのやるべきこととしないのをやらないで、ある種、規制的な手法のほうが望ましいんだというようなことを言った、事務局の整理は納得しましたが、この会議で出てきた、有識者から出てきた議論は、私には珍妙な議論があったような気がします。

例えば、これは義務を果たすために金を払えばそれでいいのかというのはおかしいじゃないかということ指摘した人がいるのですが、それではもともとの供給力確保義務というのは容量市場でちゃんとお金を払うことということだったのですが、これだって供給力確保義務というのの定義を変えてしまえば、そもそもお金を出す、容量市場で抛出金を出すということで済ませるのは無責任じゃないか、ちゃんと自分で発電所を建てて、それで供給するということをしないと無責任じゃないか、などというような議論だって、本当に理屈を突き詰めればそういう議論にだって行き得ると思います。それって何か根本的におかしいんじゃないでしょうか。ちゃんとコストを払うことは、それですますのは無責任だと考えること自体がすごく変な気がします。

また、これを課金があったとすると負担が増して、消費者の負担が増えるということをお指摘した人もいたんですが、それインフラのコストがかかるという点なら確かにそのとおりだと思いますが、こういう実際に規制することになり、エフェクティブになるということであれば、その規制は本来従わないほうが効率的な人にとって、それを従えばコストが増し、それを利用している需要家の負担になるという点では同じというか、避けることができないという意味ではより大きな負担になるはずですよ。

かかった課金の収入は、そうでなければ託送料金などで負担していたものはそれで一部肩代わりされることになるので、それで負担が増えるという議論は、とても変だと思いません。

これは、このような規制、A案にしてもB案にしても、このようなことを入れると消費者の負担になるので反対だ、ならまだ賛否はともかくとして、理屈としては正しいと思いますが、B案だとその特定の事業者にとって負担が増えて、だから反対って、私にはものすごく非論理的に聞こえます。

さらに、今回のA案とB案というのを比べれば、ミクロ経済学の初歩的な教科書の知識だけで見てもある意味で良くない対応というのと、そういうことをやるなら、こちらのほうがより効率的になるという典型的なもの、というのだと思います。

にもかかわらず、B案を支持する人が例えば今回の議論でも複数の委員から出てきましたが、スポット市場で限界費用での玉出しを強制しているということ自体が問題だと、これが規制だと、このような規制というのは事後規制に変えるべきだなどというようなことを主張した人がいたと思いますが、感覚としてこんなミクロ経済学の一番初歩的なところから見ても、規制の弊害の典型例になりそうなものというのには賛成だといいいながら、完全競争の世界であれば実現するであろう行動を規制で普通に持ってくるというのに対して反対するというのは、何かものすごく奇妙だと思います。こんな議論がこの後横行して、さまざまな制度が作られていくのは、とても危険なことではないかと思っています。

いずれにせよ、今回の議論を契機にして、本当にその議論に理屈がある話なのか突き詰めて考えて、本当にまっとうなファンデーションを持っていて、それで後の世代の人が後から検証しても、その検証に耐え得るようなものだったのかという点は常に意識しながら、今後の制度設計を進めていかなければいけないと思います。

最後に、供給力確保義務という格好でこの整理をしているわけですが、もともとの議論は容量市場を作る時に容量市場で拠出金を出すというのが、これが確保義務だと整理したのにもかかわらず、そちらのものはそのままに置いておいて、また別のものが出てくる。

さらに今後も次々と今までの解釈を変えて出てくるというようなことになると、容量市場という形でいったん既得権を取ってしまったら、もうあとは別の既得権を取るために前の議論をある意味で変えてでも、次々と義務を増やして行って、それで屋上屋を重ねるような、ある意味でパッチワーク的なシステムを作ってしまうというのは、ほんとにいいのだろうかということは考える必要があるし、このようなことを繰り返していくと、いった

ん整理したことに対する信ぴょう性を失ってしまうのではないかと恐れています。

私たちは、今回の議論でいろいろ出てきたことは今後の制度設計を考えていく上でも、シンプルで効率的な制度設計という観点から見ても、反省の多い議論だったと懸念しています。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。その他に発言のご希望いらっしゃいますか。大丈夫ですか。では、秋元さん、どうぞご発言ください。

○秋元委員

秋元です。今回いったん取りまとめということで、長い議論をさせていただいたので、基本的には今回の事務局案に同意したいと思います。

ただ、やはりこれまでずっと申し上げてきたように、私も松村委員もそうだったと思うんですけども、そういう発言だったと思うんですけども、必ずしもこの案に賛成できているわけではないということは改めて申し上げておきたいと思います。

本当にこの目的はよく分かるんですけども、この案でいいのかということに関しては、私もやっぱり最後、松村委員のパッチを当てているような感じがするというのは、私もそういう印象はずっと持っていて、そこがずっと気になっているということでございます。

少し具体的にもう一度申し上げておきたいと思いますが、前回の発言の繰り返しで申し訳ないんですけども、8ページ目でA案かB案かという話があり、原則論としては、私は前回も申し上げましたように、経済合理的なことを考えると、ミクロ経済学的な基礎的なことを考えると、A案のほうがベターだろーと思っています。

両方、A案、B案というのは双対的な関係なので、そういう面では経済合理的に対応しようと思うと、A案の場合は価格水準をどう決めるのかと、どう考えるのかという、その水準によって調整ができ、そしてB案のほうは規制の強度によって調整をするということですけども、やはりA案のほう全体を経済合理的に動かしやすいので、原則論としてはA案なんだろうと思っています。

ただ、事務局が整理いただいたようにB案のほう調整をしやすいとか、またA案だとシステムの回収も必要になってくるということを見ると、B案からスタートすることに関しては現実を考えると妥当性は高いと思いますので、そういう面では今回のご提案のB案に関して賛成はします。

ただ、繰り返しですけども、効率的な対応ということを見るとA案のほうベターであるということ間違いなくと思いますので、そこについても引き続き将来的には検討していく余地はあるのではないかと考えています。

あと、これも何回も申し上げてきているように、ただ、この制度が非常にやっぱり複雑

でパッチを当てるような感じもあるので、そういう面では3年前5割というところに関しては、導入した後に状況を見て導入したほうがいいんじゃないかという気はずっと持っていて、今回の事務局案では導入した後に状況を見ながら途中で経過措置とか、そういうことも含めて考えていきますということではあるので、事務局案にここも同意したいとは思いますが、やり方としては後で徐々にやっていくという手もまだあるのではないかなというふうには、気持ちとしては思っています。

最後でいきますと、これも前も発言しましたがけれども、容量市場のほうのNet CONEを上げるとか、そういう議論は進んできていて、そうすると容量市場のほうに少し寄っていくような感じもありつつ、結局そうするとスポット市場に寄り過ぎていた部分が少し戻る可能性は十分あると思うので、ここでまた制度を新しく導入することで、利き過ぎるんじゃないかという懸念もあるので、そこも踏まえながらこの制度の改革だけではなくて、他も進めつつある制度の改革等、全体システムとしてどう機能するのかということとはよく見ながら進めていく必要があるかなと思っています。

ただ、丁寧な議論をしていただいて、議論をした上での今回の方向性の結論ということでございますので、賛同したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。失礼しました。それでは、次、川上委員ですね。どうぞご発言ください。

○川上委員

ありがとうございます。また、これまでの議論を整理いただきまして、ありがとうございました。

資料3の量的割合を算出する際の諸元となる需要は、販売実績を基にするという点につきまして違和感ございませんが、特に過剰調達については、年々競争環境が激しくなる中で、事業者の規模にかかわらず販売量が大きく変動する可能性がありますので、適切なタイミングでのヒアリング等を通して実態踏まえながら、公平性に配慮した継続検討をお願いできればと思っております。

○山内座長

ありがとうございます。次は、オブザーバーの方からのご発言のご希望ありますけれども、委員として皆藤委員、どうぞご発言ください。

○皆藤専門委員

ありがとうございます。皆藤でございます。今回の資料の取りまとめ、誠にありがとう

ございました。

私からは1点お願いでございます。小売電気事業者の量的な供給力確保については、資料3の7ページに、必要があれば追加的な検討、見直しを行うと記載いただいています。各委員の皆さまからもありましたが、非常に不安定な世の中、エネルギー情勢も難しい情勢だと思っております。しっかりと要因を分析していただいた上で、必要な措置を都度ご検討いただければと思っております。

その他、今回お取りまとめいただいた内容については特段の異議ございません。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。他に委員の方でご発言のご希望はありますか。それでは、電気事業連合会、安藤オブザーバー、どうぞご発言ください。

○安藤オブザーバー

安藤でございます。ありがとうございます。事務局におかれましては、小売電気事業者の量的な供給力確保について、これまでの多角的な議論を取りまとめ案として整理いただきましたことに感謝を申し上げます。

本件はウクライナ危機等に伴う需給逼迫時の社会的混乱を繰り返さないという観点から検討が進められてきたものと認識しております。制度の実効性を高める観点から3点コメントをさせていただきたいと存じます。

1点目でございます。本制度は単なる小売電気事業者への規律強化ということではなく、現在検討されております中長期取引市場の整備と一体不可分なパッケージとして理解をしております。パッケージ全体での制度設計こそが電力システム全体の強靱（きょうじん）化に資するものと考えております。基盤構築小委員会で紹介されましたIEAのレポートでも示されておりますとおり、市場を整備するだけでは十分な流動性が確保されず、政策目的が果たせない懸念があります。小売電気事業者に量的な確保を義務付けることによって中長期の取引が促され、結果としてエネルギーコストを適正に回収できる環境が整い、電源投資の促進や燃料の安定的な調達につながるものと考えております。

2点目でございます。燃料調達の安定性の確保や、電源投資の予見性を確保する効果を考えますと、1年度前のみでは不十分であり、3年度前からの段階的な確保義務が必須と考えております。

3点目は需要の扱いについてでございます。資料にありますように、直近の販売実績のみを用いる場合は、需要減少時の過剰調達などに対応するための手当が必要不可欠と考えております。仮にそうした手当がない場合、需要が減少傾向にある事業者と増加傾向にある事業者との間で競争上の大きなひずみや、小売電気事業者の収支等への影響を生じさせることが懸念されます。今後の制度検討におきましては、これらの観点も勘案いた

きまして、過剰調達や過小調達の懸念に対応した手当て、具体的に1つ例を申し上げますと、義務年度の需要実績を基に事後的に達成を評価する仕組みの導入をご検討いただきたいと考えております。

以上、事業者といたしましても各論点の詳細な具体化に向けまして、今後とも協力してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次はENEOS Power、香月オブザーバーですね。どうぞご発言ください。

○香月オブザーバー

ENEOS Powerの香月です。ご説明ありがとうございました。私のほうからも少しコメント申し上げたいと思います。

まず、これまで多くの議論を的確に取りまとめられて、小売事業者の量的供給力確保の目的をしっかりと整理いただくとともに、小売の調達環境を十分確保するための措置、小売事業者の多様なビジネスモデルに十分配慮した履行を促す手段の丁寧なご検討、販売実績に基づく需要想定や共同調達の仕組みの導入、再エネの取り組みや無理のない運用スケジュールの設定など、弊社からもコメントさせていただきましたが、いろいろとお取り組みいただき感謝申し上げます。

少し重なるのですが、この量的供給力確保義務を履行する上で、7ページにもありましたけれども、全ての小売事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、量的義務を確保できるような環境が整うということが前提になってくるといいますので、そこも含めてこれから議論をしていただければと思っております。

また、足元のような燃料の高騰というものが具体的にあってまいりますと、この実際の需要減少時の過剰調達といったものが具体的な形になってくるといことは考えられますし、9ページにあります需要減少時の過剰調達、需要増加時の調達未達等についての何らかの手当ての検討が必要ではないかとありますが、こちらのほうの議論も進めていただければと思っております。

あと最後に一つ、小売事業者に対する軽減措置についてでございますが、7ページに記載のとおり、本来全ての小売事業者に供給能力確保義務が課されていますので、規模の大小で問わず小売事業者に対して取り組みを求めるべきだと理解しております。

運用開始当初につきましては履行担保措置の柔軟な運用がなされると思いますし、複数事業者による共同調達も認められているということから、実際に運用してみないと、というところはあるかもしれませんが、こういった軽減措置もなるべく間を置かずに解消していくことは十分可能かと思っておりますので、こちらのほうの議論もしていただければと

思います。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は電力総連、片山オブザーバー、どうぞ。

○片山オブザーバー

片山です。コメントを述べさせていただきます。3ページに関連するところから始めますけれども、改めてになりますけれども、2022年～2023年にかけて、生じた小売事業者の撤退であるとか契約解除の連鎖は社会的混乱を巻き起こしました。

当時、小売電気事業者の提供していたプランよりも最終保障供給契約のほうが安くなってしまい、大量に需要家がそこに流入するなど、本来想定していた制度の形とは違う運用となり、制度のいびつな構造や不公平性も露呈した状況でございました。

そのようなことから、この量的な供給力の確保を義務付けるということは、この市場の安定化および社会的混乱の予防、また発電事業者にとっても予見性の向上に寄与することから、理解できると考えております。

次に、11ページに関連します。供給力の負荷形式につきましては、再エネ電源を含め、この電源の種別は問わないとする点につきましては、この現在の供給計画における取り扱いとの整合性の観点から、一定の理解はいたします。

再エネ電源、特に太陽光や風力につきましては、気象条件による出力変動が非常に大きいです。この変動による需給バランスの差異は、火力発電所や揚水の発電によってカバーしている実態があり、蓄電池というものもありますけれども、今のこの日本における電力の安定供給は、これらなしには成り立たないと考えております。

再エネの最大限活用を国策として進める中において、さらには現下の情勢や将来のリスク等を踏まえた中で、今後のエネルギー政策を進めていく上で必要な火力発電につきましては、低・脱炭素化や高効率化の移行を進めながら、引き続き活用することが望ましいと考えております。

最後、また再び3ページに戻りますけれども、本日履行を促す措置として事務局より提案を頂きましたけれども、今後議論を進めるに当たりましては、この目的を見失うことなく、透明性の確保、公平性の担保につきまして十分ご留意いただき、国民生活および産業活動において電気を安心してお使いいただくことができるよう、電力の安定供給につながる実効性ある制度に向け、丁寧に検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次はJEPX、金本オブザーバー、どうぞ。

○金本オブザーバー

金本でございます。1点だけコメントさせていただきます。最後のほうの電力先物の取扱いのところで、これからの検討ということでございますが、JEPXは、皆さんご存じないかもしれませんが、ずっと中長期の市場もオファーをしてございました。しかしながら、直物の中長期市場は非常に難しい市場でございまして、流動性はほぼなくて、ほぼ取引量もないといったことになってございます。

それに対して、日本ではまだ先物市場というのはそれほど大きくはなっておりませんが、少し広がりつつあります。海外を見てみますと、以前は直物の中長期市場をやっていたところがあるんですが、ほぼ淘汰（とうた）されております。基本的に先物市場はあるんだけど、直物の取引市場はなかなか勝てないといったところでございます。

いろいろな市場設計の違いが原因かと思えますけれども、こういったことをしっかりと認識をして、今後の中長期市場の作り方というのをしっかりやらないと、機能しないものを作ってしまうということになりかねないということでございますので、これからのご検討をよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。他にご発言ご希望いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、事務局から今頂きましたコメント等についてご回答、あるいは事務局からのコメントをお願いしたいと思います。

○添田電力基盤整備課長

いろいろとコメント、今日もたくさんご意見いただきまして、ありがとうございました。それで、幾つかの委員の方からこの需要の算定につきましてコメントを頂きました。過小調達・過剰調達の懸念といったようなところでございますとか、実態の確認といったようなご指摘も頂きました。この点は、問題意識はわれわれもこの取りまとめ案に記載しているとおり、前回も皆さん方からいろいろご意見を頂いたと認識してございます。

具体的に、結局重要なことは第三者から客観的にどういうふうに確認できるような指標とございますか、そういう数値を使って、一方で、ご指摘いただいているような過剰・過小の懸念に応えることができるかというところかなと思ってございますので、具体的に頂いたご提案も含めて、どういうことであればあまり過剰なコストをかけずにやれるかというところについて、引き続き検討していきたいと思ってございますので、いろいろなお知恵を頂きまして、ありがとうございました。

それから、あとこの措置の強度、目的といったようなところについても幾つかコメントを頂いてございます。これまで約1年弱のご議論の中でも継続的に頂いてきたご意見かな

と思っております。頂いたご意見を踏まえながら強過ぎる規制にならないようにというところは、この取りまとめの中でも気を配って書かせていただいた部分ではございます。スモールスタートがいいんじゃないかというようなところですね。意見募集の中でも多くの事業者さんから頂いたコメントでもございました。

また、いったんこの取りまとめに沿って具体化していこうと思っておりますけれども、資料にも書かせていただきましたけれども、やはり実態を踏まえて、あるいは中長期市場ですとか相対卸というものが今後どういうふうを活用されていくのかということも含めた上で、実際執行していく必要があるだろうと思っておりますので、その規制の強度と目的のバランスというところが崩れないと言うとあれですけども、うまくバランスするような形にするということにつきまして、よく気を付けながら今後詳細設計していきたいと思っております。非常にこの点は今後も強く念頭に置きながら進めていかなければいけない点かなということ、改めて本日のご指摘を踏まえて思ったところでございます。

その他、幾つかコメントいただいたところにつきましては、ご意見承って今後の検討に生かしていきたいと思っております。本日もいろいろ活発にご意見いただきまして、ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、小売事業者の量的な供給力確保の在り方ということで、資料3で事務局にお取りまとめいただきました。

今、委員あるいはオブザーバーの皆さんからいろいろな観点でご意見いただきましたんですが、根本的なところではこの方向で一応走り出すということについてご同意いただいたかなと思っておりますが、いろいろ意見いただきましたので、今も添田課長からありましたように、そのご意見を踏まえてより良いものにする、あるいはより弊害がないものにするというか、そういう形で具体的にご検討を進めていただくということでよろしいかと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして資料4ですね。これは広域系統整備の計画のコスト検証であります。これについても添田課長からご説明をお願いいたします。

(2) 広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドラインについて

○添田電力基盤整備課長

では、議題変わります。資料4に基づきまして電力ネットワークの次世代化ということでございますけれども、基本的には広域系統整備計画のコスト検証ということにつきまして、広域機関さんのほうでガイドラインを整備していただきましたので、その内容をご報告させていただくというものでございます。

2スライド目をご覧くださいと思います。ちょっと振り返りでございますけれども、

本ワーキングの第1回の際に地域間連系線の工事費用、こちらの増額時等におけますコスト等の検証の視点ですとか、あるいはやり方、プロセスを記載したガイドラインを作成するという方向性をお示しさせていただきました。

広域機関さんの広域系統整備委員会ですとか、計画評価及び検証小委員会というところと連携をして、ガイドラインの作成を進めてきたところでございます。

こちらのワーキングの委員になっていただいている方のうち何名かもこの広域のほうの委員会にご参加いただいて、このガイドライン案についていろいろ議論にご貢献いただけてきたところでございます。

第7回のワーキングにおきまして、工事費の検証の考え方についてガイドライン案ができましたということで、お示しをさせていただいたところでございます。その際に、運転維持費のほうについても年度内を目途にそういうガイドラインを作成しますということのアナウンスしていたところでございます。

今回、広域機関さんのほうで整備の維持・運用に要する費用の検証箇所・プロセス、検証方法などを整理いただきまして、別途添付してございますけれども、参考資料1というところでガイドライン案に追加をしたということでございますので、これをご報告させていただきたいと思っております。

本年の2月25日からこのガイドラインに関する意見募集を実施しておりまして、その結果も踏まえて、年度末を目途にガイドラインを策定することにしたいと考えてございます。

今後も広域系統整備計画の検討の進展に伴いまして、さらなる課題が顕在化するということもあり得ますので、状況に応じて本ガイドラインの改定の必要性も含めて検討することとしたいと考えてございます。

次の3スライド目に、今回OCCOさんにまとめていただきました、この維持・運用費用に関する検証の概要をかいつまんで記載をさせていただきました。

まず検証のプロセスとしましては、当然設備の計画時にも評価を行うということでございますけれども、地域間連系線の場合ですと計画を作った時点から、実際供用するというか、運用が開始するまでの間に数年単位で時間が経過いたしますので、運用時においても正確に捉えるという観点から、設備運用段階にも費用の計画の確認・検証をするということでございます。

具体的には、設備の運用段階におきましてレベニューキャップ制度の規制期間、5年間となっておりますが、これに合わせて5年ごとに費用の計画の確認・検証を行うということを基本とするということでございます。また、実績の確認・検証も毎年度行っていたくということも基本とするということでございます。

それから、計画値の計上の方法につきまして、計画時点では年経費率により算出する、または過去実績等に基づきまして個別に積み上げて概算するという、いずれかで計上すると。

それから、運用時におきましては、その設備あるいは類似設備の過去実績等に基づきま

して、修繕費や人件費等の項目に分けて、それぞれ計上するというを基本にするということでございます。

確認・検証の方法につきましては、計画時に年経費率を用いて算出しているような場合には、至近の実績に基づいた年経費率が使用されているかどうかということを確認すると。

運用時におきましては、規制期間5年間の中で計画値が大きく変動しているような場合には、その理由を確認すると。

また、過去実績と比較して計画値が大きく変動している場合には、その理由を確認する。特に費用が増加している場合には、コスト低減が図られているかを確認すると。

実績において、計画からの費用の変化があった場合、その妥当性について確認を行うことに加えて、特に費用が増加している場合にはコスト低減が図られているかを確認するといったようなところがポイントになってございます。

以上、こういうガイドライン作成をもうすぐしますということで、ご報告をさせていただくものでございます。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。広域系統整備計画のコスト検証のガイドラインですね。これについて何かご意見、ご質問はありますでしょうか。先ほどと同じように、チャット欄で発言希望と書いてください。どなたかいらっしゃいます？

ガイドラインのご紹介ということですので、細かい点いろいろあろうかと思いますが、それについてはこの会議というよりもまた別のところで細かい議論をするのかなと思えますけれども、よろしいですかね。どなたかコメントありませんか。

それでは、このような形でまとめられたということで、皆さんにご報告といたしますか、そういうことだと思いますので、頂いたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事進めますが、議題の3ですね。これは電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ、本ワーキンググループの取りまとめであります。これは事務局の小柳室長から説明をいただきます。よろしくお願いたします。

(3) 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ(案)について

○小柳電力産業・市場室長

電力産業・市場室、小柳からご説明をいたします。

資料5ですけれども、制度設計ワーキングとしての取りまとめということでございます。この取りまとめ案自体は12月10日に開催しました第8回のこのワーキングでも一度議論を頂いておまして、そこで座長の一任ということで頂いたものでございます。

その後、12月17日のこのワーキングの親委員会に当たります次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会でも議論を頂きました。その上でパブコメに付していたということでございます。

参考資料の2を少しご覧いただきますと、小委員会にかけた上で12月25日～1月28日までパブリックコメントに付しておりました。ここではこのワーキングの取りまとめ案と、親委員会である次世代小委員会の取りまとめ、中間整理案と、両方まとめてかけたわけですが、2ポツのところですが、意見提出数としては170件頂いております。1件の中で複数のコメントを頂くこともありますので、コメント詳細拝見すると300件程度のコメントを頂いたということでございます。

後ろに、頂いたご意見と、それに対するわれわれとしての考え方というものも付けておりますけれども、頂いたご意見はいろいろご参考にさせていただくということではあります。今回の取りまとめ案自体に体裁等の修正、技術的な修正はあったんですけども、特に修正をするものではないということで整理をしております。

資料5に戻っていただきまして、12月10日に議論いただいたものから、先ほどの小売の供給力確保義務の在り方の部分を少し修正しているという以上のものではございません。

21ページ見ていただきますと、ここで小売の供給力確保義務の話が出てきますし、詳細としては61ページ以降に関係するスライドを入れているということになってございます。その他については特に変更点ございませんので、小売の供給力確保義務も先ほどご説明したとおりですので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思っております。

ワーキングの取りまとめ案については以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、取りまとめについて、先ほどと同様ですね。ご発言ご希望の方がいらっしゃればご発言願います。チャット欄で記入してください。どなたかいらっしゃいますか？

基本的には前回、一任ということでいただいて、その後パブコメかけてということでもあります。その上で、今日の供給力確保のところは少しありましたので、それを修正したという形でございます。よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、これについてももし何かさらに修正ということがあれば、大変恐縮でございますけれども、私のほうにご一任ということでお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

3. 閉会

○山内座長

ということで、今日の議論、議事全て終了ということになりますけれども、このワーキ

ンググループ、今日が最後ということになります。今日を含めて10回やったわけですが、システム改革の検証をしながらこの新しい制度の方向性を出すということで、いろいろ皆さんに多岐にわたる論点、活発にご議論いただきました。

一応本日取りまとめということですので、一つの区切りということができまして、皆さんのご協力に改めて感謝する次第であります。皆さんのおかげをもちまして発電事業者、送配電事業者、それから小売事業者、そして需要家等、さまざまなお立場の方がいらっしゃる電気事業制度を議論するというので、委員それぞれの視点から多様なご意見あるいはご見識を賜ったと思っております。

それが一応反映された形の取りまとめになったと思っておりますが、さらにこれを研ぎ澄まされたものにしなければいけないのかなと思ひまして、何かありましたらまたご意見いただくということだと思ひます。

今後は今回取りまとめられました方向性にのっとりまして、これ電事法改正ですね。これも含めたさまざまな政策の検討とか、あるいは各種制度、関係するところがありますので、その詳細の設計が進められるということになると思ひます。

事務局におかれましては、このワーキンググループで議論を十分に行いましたので、それを踏まえていただいて、議論の実現に向けてご尽力をいただければと思ひます。

それでは、これをもちまして第10回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ、これを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。